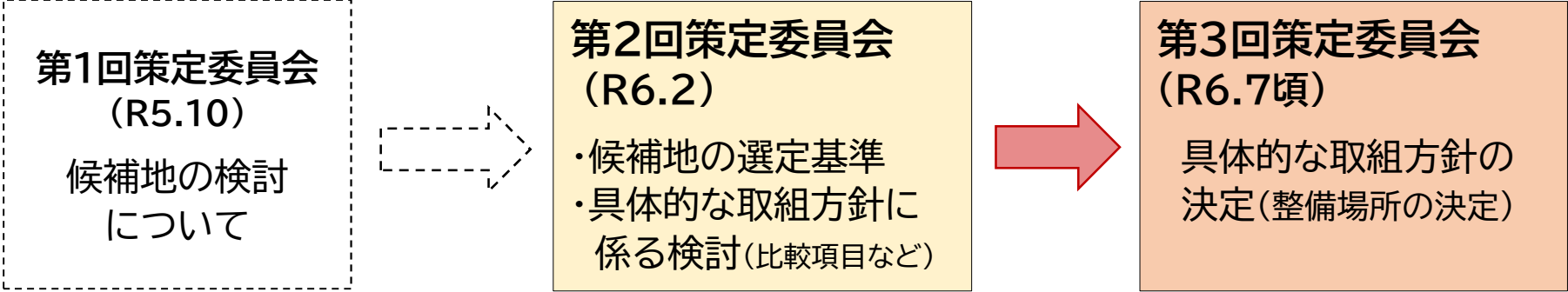


[療育支援センター]…児童発達支援センターの早期整備に向け、候補地の選定を行う



①配置方針と第1回策定委員会での検討内容

対象施設	配置方針	実施時期			第1回策定委員会での検討内容
		R5～R9	R10～R14	内容	
療育支援センター	発達に支援を要する子どもの施設で、一定の利用があります。現在、保健センターで実施している、ことばの教室、早期療育相談を療育支援センターと同一の建物に集約することで、利用者へのサービス向上や業務の効率化を図ることが妥当と考えています。	集約場所の検討	集約	集約場所を検討の上、10年以内の集約を目指します。	3施設を集約した児童発達支援センターの整備については、施設の状況やサービス向上等の観点から、早急に検討する必要があり、令和5年8月に実施した利用者アンケートでも、集約に賛同する意見を多数いただいた。今後、立地・広さ・費用面などから、適切な集約場所について検討を行う。

②候補地の選定方法

◎選定基準：公共施設跡地など、市有財産から候補地を選定

- ・立地…市に1つしかない施設であることから、通いやすい場所(市の中央部)にあることが望ましい。
(利用者アンケートから、移転について「通いやすい場所がよい」、「極端に場所が離れない方がいい」などの意見あり)
- ・広さ…児童発達支援センターが実施すべき事業を一体的に行える広さ、送迎バスの乗り入れ、駐車場など

◎比較項目： p5「児童発達支援センターの整備に係る候補地の考え方」

(1) 児童発達支援センターとは

児童福祉法第43条に基づき設置される施設であり、障害児に対して通所により、日常生活の基本的動作の指導や、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供する施設となる。施設における主なサービスとしては、

- ① 障害児の身体的・精神的機能の発達支援及び家族に対する支援
(児童発達支援)
- ② 地域の障害児やその家族からの相談対応 (障害児相談支援)
- ③ 障害児を預かる施設への援助・助言 (保育所等訪問支援)

などを提供し、現在療育支援センターでは具体的に次の事業を実施している。

	事業名	事業種別	場所		事業内容	1日定員
			センター 本体	保健 センター		
1	つくし学園	児童発達支援センター	○		3歳以上から就学前までの児童が通園し、保育士や児童指導員が、集団活動や生活指導を中心とした療育指導を行う。	20
2	つくし療育ホーム	児童発達支援	○		ゆりかご教室(水・木) :0歳から就学前までの児童とその保護者に、保育士や作業療法士が、集団指導や個別指導、機能訓練等を通して、運動発達を促し、療育に必要な知識と技術を習得できるように支援を行う。	10
					おひさま教室(月・火・金) :1歳6カ月から就学前までの児童とその保護者に、保育士や作業療法士が、集団での遊びや活動を通して、基本的な生活習慣や社会性の基礎を身につけ成長を促していけるよう支援を行う。	
3	幼児ことばの教室	児童発達支援		○	就学前までの児童に、心理職員や児童指導員が、言語・コミュニケーション・認知・運動等の発達を促すため、個別指導を中心とした療育を行う。	16
4	保育所等訪問支援	保育所等訪問支援		○	保育所・幼稚園・認定こども園等に通う就学前までの児童に、訪問支援員(心理職等の専門職員)が通所先へ訪問し、集団生活に適應できるように個別の療育支援を行う。	なし
5	早期療育相談	(障害児)相談支援		○	児童の発達に係る相談に、心理職員や早期療育相談員が個別に相談に応じる。	なし
					児童発達支援などの福祉サービスを利用する場合に、相談支援専門員が、サービス等利用計画の作成を行う。また、サービス利用後の状況について、モニタリングを実施し、サービスを円滑に利用できるよう支援する。	

(2) 児童発達支援センターの必要性について

現在の療育支援センターは築後44年が経過しており老朽化が目立つ。また、施設の広さなどの関係から保健センターと2箇所に分散しての事業実施となっているなどの課題があり、早期に老朽化の課題解決や、業務の効率化などを踏まえた一体的な事業実施の必要性がある。

■療育支援センター

住 所：土浦市上高津1809

竣 工 年：昭和54年

敷地面積：約3,300㎡

延床面積：約980㎡（つくし作業所部分を含む）

構 造：鉄筋コンクリート造2階建



(3) 児童発達支援センター整備に係る候補地の考え方

一体的な事業実施においては、新たな施設整備が必要と考え、候補地を検討するに当たっては次のことを踏まえて整理する必要がある。

①児童発達支援センターが実施すべき事業を一体的に行えるような広さの確保

(国が定める施設基準等から必要な部屋を想定すると、650㎡以上は必要)

②利用者が通いやすい場所

(現施設から近い場所、交通のアクセスがよいところ、駐車場の確保など)

③事業の横展開などの可能性があること

(幼稚園や小学校等との密接な連携・支援による好影響など)

④整備に係る費用に関する財源の確保

(公共用地での実施による事業費の縮減や、整備補助の確保など)

今後、上記条件に基づき候補地を3カ所程度選定し、利用者の利便性や事業拡充により期待できる効果のほか、費用面を含めた比較検討等により総合的に判断の上、整備場所を決定する。

第2回土浦市公共施設等再編・再配置計画策定委員会（R6.2.8）での主な意見について [抜粋]

- ・ 児童発達支援センターの候補地の考え方ということで、①～④の四つ要件が出されましたが、こう書くと、すべての条件を満たすというような感じになると思うんですが、もしかすると施設の性格によって、どれを重要視するべきかというのは変わってくるのかなと思います。
- ・ 例えば、ここの施設のように、市に一つしかない施設の場合は、中でも〔②：位置〕が重要視されるのかなという気もするし、一方で〔①：広さ〕は当然すべての敷地を選ぶときには必要なことだろうという気もするので、もしかすると、条件みたいなものにどういうものがあり、それでまた、施設特性、あるいは機能別でも関係してくるかもしれませんけど、それぞれの時に、どんな条件が特に重要視されるべきなんだろうかということ、もうちょっと一般的な条件として考える必要があると思います。



選定基準の整理…（①広さ ・ ②立地 ・ ③機能 ・ ④費用）を、以下の2つに分ける

- （1）必須条件…必ず条件を満たす必要があること
- （2）比較条件…より良い条件であることが望ましいこと